

茨城県耕作放棄地対策協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、茨城県耕作放棄地対策協議会(以下「県協議会」という。)という。

(事務所)

第2条 県協議会は、主たる事務所を茨城県農業会議(水戸市笠原町978番26号)に置く。

(目的)

第3条 県協議会は、関係機関・団体の協力の下、耕作放棄地の再生利用等に資することを目的とする。

(事業)

第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1)耕作放棄地再生利用に関すること。

(2)耕作放棄地対策に関する制度・施策の啓発・普及に関すること

(3)耕作放棄地再生利用推進計画の策定に関すること

(4)市町村・農業団体等が構成する地域耕作放棄地対策協議会(以下「地域協議会」という。)に対する指導・助言

(5)その他上記目的を達成するために必要なこと。

第2章 会員等

(県協議会の会員)

第5条 県協議会の会員は、別表に掲げる者をもって構成する。なお、必要に応じて他の機関・団体の参画を要請することができる。

(届出)

第6条 会員は、その氏名及び住所(会員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者のその氏名)に変更があったときは、遅滞なく県協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 県協議会に次の役員を置く。

(1)会長1名

(2)副会長2名

(3)監事2名

2 県協議会の会長は、茨城県農業会議事務局長をもってこれにあてる。

3 県協議会の副会長は、茨城県農村環境課長及び茨城県農業協同組合中央会県域営農支援センター長をもってこれにあてる。

4 県協議会の監事は、茨城県農林水産部農村環境課課長補及び茨城県農林振興公社農政部次長をもってこれにあてる。

5 会長、副会長、監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第8条 会長は、会務を総理し、県協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員解任)

第9条 県協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、県協議会は、その総会の開催前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員報酬)

第10条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第11条 県協議会の総会は通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第12条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第13条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は総会において各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第15条に規定するものを除き、出席者の過半数の議決をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は会員として総会の議決に加わることはできない。

(総会の権能)

第14条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 規約・規程の制定及び変更に関すること。
- (4) その他県協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第15条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の3分の2以上の議決を必要とする。

- (1) 県協議会の解散
- (2) 会員の除名
- (3) 役員解任

(書面または代理人による表決)

第16条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに県協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を県協議会に提出しなければならない。

4 第13条第1項及び第4項並びに第15条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第17条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第16条第4項により当該総会に出席したとみなされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名しなければならない。

4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかななければならない。

第5章 事務局等

(事務局)

第18条 県協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は県協議会の庶務を処理する。

3 県協議会の事務局を茨城県農業会議に委任する。

4 茨城県農林水産部農村環境課並びに茨城県各農林事務所は事務の一部を処理する。

(業務の執行)

第19条 県協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 会計処理規程

- (3) 文書取扱規程
- (4) 公印取扱規程
- (5) 内部監査実施規程

2 第1項各号の規程は、事務局に同様のものがある場合はそれを準用することができる。

(書類及び帳簿の備付け)

第20条 県協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 県協議会規約及び前条1項に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条1項に掲げる規定に基づく書類及び帳簿

第6章 会計

(事業年度)

第21条 県協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第22条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金
- (2) その他の収入

(資金の取り扱い)

第23条 県協議会の資金の取り扱い方法は、業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第24条 県協議会の事務に要する費用は、第22条第1号、同条第2号の収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第25条 県協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第26条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に報告しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第27条 会長は、事業計画書並びに収支予算書及び事業報告書並びに収支決算書について、総会の議決を得た後、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱(平成21年4月1日付け21農振第2207号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領(平成21年4月1日付け21農振第2208号農村振興局長通知。以下「実施要領」という。)その他規程の定めるところによる書類を関東農政局長に提出しなければならない。

2 会長は、耕作放棄地緊急総合対策事業実施要領等の定めるところによる書類を茨城県知事に提出しなければならない。

第7章 県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第28条 この規約を変更したときは、速やかに関東農政局長に届け出なければならない。

(届出)

第29条 第19条1項各号に掲げる規程に変更があった場合には、県協議会は、遅滞なく関東農政局長に届出なければならない。

(事業終了後及び県協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第30条 第4条の事業が終了した場合及び県協議会が自らの機能を農業者戸別所得補償制度推進事業実施要項(平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知)別紙1の都道府県農業再生協議会に統合する以外の目的で解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあつては関東農政局長に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て県協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第8章 雑則

(細則)

第31条 実施要綱、実施要領その他この規約に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成20年11月26日から施行する。

2 県協議会の設立初年度の事業計画及び収支予算の議決及び規約・規程の制定については、第14条中の「総会」を「設立総会」と読み替えるものとする。

3 県協議会の設立初年度の会計年度については、第21条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成21年3月31日までとする。

4 平成21年4月28日よりこの規約の一部を変更する。

5 平成21年7月8日よりこの規約の一部を変更する。

6 平成21年10月28日よりこの規約の一部を変更する。

7 平成23年5月19日よりこの規約の一部を変更する。

8 平成24年5月18日よりこの規約の一部を変更する。

9 平成25年5月20日よりこの規約の一部を変更する

【別表】 茨城県耕作放棄地対策協議会の会員

所 属	役 職
茨城県	農村環境課長
	農村環境課課長補佐(技術総括)
	農村環境課課長補佐
	農業政策課課長補佐(農地調整)
	農業経営課技術・担い手支援室長補佐(担い手育成)
	県北農林事務所企画調整課長
	県央農林事務所企画調整課長
	鹿行農林事務所企画調整課長
	県南農林事務所農地調整課長
	県西農林事務所企画調整課長
茨城県農業会議	専務理事
茨城県農林振興公社	農政部次長
茨城県土地改良事業団体連合会	事務局長
茨城県農業協同組合中央会	県域営農支援センター長
全国農業協同組合連合会茨城県本部	生産資材部次長
茨城県農業委員会職員研究会	正副会長